第２回

根 室 市 農 業 委 員 会 総 会

議事録

日　時　　令和８年８月２７日（木）

場　所　　根室市役所　４階

議場

根 室 市 農 業 委 員 会

議席番号		氏　　名	出　　席	欠　　席	備　　考
1		市　橋　　久	○		
2		濵　崎　多佳子	○		
3		田　中　将　彦	○		
4		横　峯　祐　子	○		
5		三ツ木　正　己	○		
6		齊　藤　直　子	○		
7		福　田　光　宏	○		
8		工　藤　良　広	○		
9		石　橋　潤　一	○		
１０		田　中　照　義	○		
１１		野　村　正　浩	○		
事務局	事務局長	小　川　明　保	○		
	農地主査	鈴　木　千亜紀	○		
	局　　員	森　本　崇　起	○		

出 席 委 員（１１名）

１番	市　橋	久
２番	濵　崎	多佳子
３番	田　中	将　彦
４番	横　峯	祐　子
５番	三ツ木	正　己
６番	齊　藤	直　子
７番	福　田	光　宏
８番	工　藤	良　広
９番	石　橋	潤　一
１０番	田　中	照　義
１１番	野　村	正　浩

出 席 職 員

事務局長	小　川	明　保
農地主査	鈴　木	千亜紀
農地担当	森　本	崇　起
根室市農林課農政主査	澤　村	武　慶

議　事　日　程

１．総　会　成　立　報　告

２．総　会　開　会　宣　言

３．議事録署名委員の指名

４．議　事　参　与　の　制　限

５．会　　務　　報　　告

６．議　　　　件

議案　第１号　農地法第３条の規定による許可申請について

議案　第２号　農地法第６条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件確認について

議案　第３号　根室市農業経営基盤強化促進基本構想の更新について

７．そ　　の　　他

別紙のとおり

第２回 根室市農業委員会総会 議事進行

日時：令和８年８月２７日、10:30～
場所：根室市役所４階 議場

事務局長	おはようございます。 第２回農業委員会総会の開会に先立ち、委員の出欠状況についてご報告申し上げます。 本日の出席委員は１１名、全員の出席です。 よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項並びに、根室市農業委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、本総会が成立していることを報告いたします。
事務局長	開会にあたり会長よりご挨拶を申し上げます。
会　　長	（野村会長あいさつ） 本日の総会は、議案３件であります。 ご審議の程よろしくお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。
議　　長	それでは、第２回総会を開会いたします。 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでありますので、これに従い議事に入ります。
議　　長	議事日程３、議事録署名委員の指名について、根室市農業委員会会議規則第 15 条の規定により、議長において、 ４番　横峯裕子委員、 ５番　三ツ木正己委員、を指名いたします。
議　　長	議事日程４、議事参与の制限について申し上げます。 農業委員会等に関する法律第 31 条並びに、根室市農業委員会会議規則第 10 条の規定により該当する委員は、 議案第２号に関連して、 〇番 〇〇〇〇委員、〇番 〇〇〇〇委員、です。
議　　長	議事日程５、会務報告について事務局より報告させます。
事務局長	第１回総会以降の会務報告について、配布しております資料２をご覧ください。 以上、報告を終わります。

議　　長	議事日程６、議件の審議に入ります。 議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とし、申請番号１から４までを、一括上程いたします。 提案理由を事務局より説明させます。 （挙手）鈴木主査
事 務 局	議案第１号農地法第３条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 申請番号１についてでありますが、 １．権利移転の当事者は、譲渡人：根室市〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、譲受人：根室市〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。２．土地の表示は、根室市〇〇〇〇番〇、地目公募上：畑、現況：採草放牧地、面積5,986㎡、利用状況：採草放牧地、ほか、43筆、2,237,865㎡であります。３．権利移転の事由は、譲渡人：農地を有効に活用するため、譲受人：経営拡大のため。４．権利を設定し又は移転しようとする契約の内容は、契約の種類：売買、土地の引渡し時期：農地法第３条許可次第、価格：〇〇〇〇円。５．当事者の経営状況は記載のとおり。６．土地の所在は図面のとおりであります。 続いて、申請番号２についてでありますが、 １．権利移転の当事者は、譲渡人：根室市〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、譲受人：根室市昆布盛〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。２．土地の表示は、根室市〇〇〇〇番〇、地目公募上：畑、現況：畑、面積31,228㎡、利用状況：牧草畑、ほか、7筆、144,635㎡であります。３．権利移転の事由は、譲渡人：離農し、牧場経営を終えているため、譲受人：ブドウ栽培により根室市に新産業を興し、地域貢献するため、果樹越冬用の自家消費採草地拡大のため。４．権利を設定し又は移転しようとする契約の内容は、契約の種類：売買、土地の引渡し時期：農地法第３条許可次第、価格：〇〇〇〇円。５．当事者の経営状況は記載のとおり。６．土地の所在は図面のとおりであります。 続いて、申請番号３についてでありますが、 １．権利移転の当事者は、譲渡人：根室市〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、譲受人：根室市〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。２．土地の表示は、根室市〇〇〇〇番、地目公募上：畑、現況：畑、面積31,098㎡、利用状況：牧草畑、ほか、8筆、273,578㎡であります。３．権利移転の事由は、譲渡人：離農し、牧場経営を終えているため、譲受人：ブドウ栽培により根室市に新産業を興し、地域貢献するため、果樹越冬用の自家消費採草地拡大のため。４．権利を設定し又は移転しようとする契約の内容は、契約の種類：売買、土地の引渡し時期：農地法第３条許可次第、価格：〇

事 務 局	○○○円。５．当事者の経営状況は記載のとおり。６．土地の所在は図面のとおりであります。 続いて、申請番号４についてでありますが、 １．権利移転の当事者は、譲渡人：根室市西浜町８丁目２０番地　松下幹夫、譲受人：根室市○○○○番地○、○○○○。２．土地の表示は、根室市○○○○番○、地目公募上：原野、現況：畑、面積6,670㎡、利用状況：牧草畑、ほか、2筆、10,123㎡であります。３．権利移転の事由は、譲渡人：離農し、牧場経営を終えているため、譲受人：ブドウ栽培により根室市に新産業を興し、地域貢献するため、果樹越冬用の自家消費採草地拡大のため。４．権利を設定し又は移転しようとする契約の内容は、契約の種類：賃貸借、土地の引渡し時期：農地法第３条許可次第、価格：年額○○○○円。５．当事者の経営状況は記載のとおり。６．土地の所在は図面のとおりであります。 説明は以上です。
議　　長	それでは、申請番号１に関して質疑に入ります。 順次発言を許します。
全 委 員	「質疑なし」の声
議　　長	なければ質疑を終了いたします。 申請番号１に関して採決いたします。本案は原案のとおり決することに、賛成諸君の挙手を求めます。 全員挙手であります。 よって本案は原案のとおり可決されました。
議　　長	次に、申請番号２に関して質疑に入ります。 順次発言を許します。
全 委 員	「質疑なし」の声
議　　長	なければ質疑を終了いたします。 申請番号２に関して採決いたします。本案は原案のとおり決することに、賛成諸君の挙手を求めます。 全員挙手であります。 よって本案は原案のとおり可決されました。
議　　長	次に、申請番号３に関して質疑に入ります。 順次発言を許します。

全 委 員	「質疑なし」の声
議　　長	なければ質疑を終了いたします。 申請番号３に関して採決いたします。本案は原案のとおり決することに、賛成諸君の挙手を求めます。 全員挙手であります。 よって本案は原案のとおり可決されました。
議　　長	次に、申請番号４に関して質疑に入ります。 順次発言を許します。
全 委 員	「質疑なし」の声
議　　長	なければ質疑を終了いたします。 申請番号４に関して採決いたします。本案は原案のとおり決することに、賛成諸君の挙手を求めます。 全員挙手であります。 よって本案は原案のとおり可決されました。
議　　長	次に、議案第２号「農地法第６条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件確認について」を上程いたします。 提案理由を事務局より説明させます。 （挙手）鈴木主査
事 務 局	議案第２号農地法第６条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件確認について、ご説明いたします。次の者から農地法第６条第１項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので承認を求めます。 提出がありましたのは、１件であり、 根室市〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇であります。 以上です。
議　　長	それでは、「〇〇〇〇」に関し、議事参与の規定により、 〇番 〇〇〇〇委員、〇番 〇〇〇〇委員、退席願います。 これより質疑に入ります。 順次発言を許します。

全委員	「質疑なし」の声
議　長	なければ質疑を終了いたします。 「〇〇〇〇」に関して、本案は原案のとおり承認することに、賛成諸君の挙手を求めます。 全員挙手であります。 よって本案は原案のとおり可決されました。 （〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員着席） 〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員に申し上げます。 本案は原案のとおり可決されました。
議　長	次に、議案第３号「根室市農業経営基盤強化促進基本構想の更新について」を上程いたします。 提案理由を事務局より説明させます。 （挙手）鈴木主査
事務局	議案第３号根室市農業経営基盤強化促進基本構想の更新について、ご説明いたします。根室市農業経営基盤強化促進基本構想の更新に伴い、農業経営基盤強化促進法施行規則第２条の規定に基づき意見を求めるものであります。 以上です。
議　長	内容の詳細については、根室市より説明させます。 （挙手）澤村農政主査
根室市	それでは、「根室市農業経営基盤強化促進基本構想（案）」について、ご説明申し上げます。 本計画については、「農業経営基盤強化促進法」第６条第１項の規定に基づき、農業経営基盤の強化の促進に関する目標、農業経営の規模・生産方式、経営管理、農業従事者の態様に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な営農経営指標、農用地の利用の集積に関する目標等を定め、概ね５年ごとに見直すものとなっており、北海道の「農業経営基盤強化促進基本方針」の見直しに伴い、当市においても、令和５年に計画の見直しを行いました。 今回、令和８年３月に北海道の「農業経営基盤強化促進基本方針」見直しが行われたことから、当市においても見直しを行うものであります。示された方針は、数値目標の変更や用語の見直しが主な変更点となっております。 素案については、農協・農業改良普及センターとの意見交換を行い、聴取した意見を踏まえながら検討を重ね作成したものであります。

根 室 市	それでは、主な見直しの概要についてご説明申し上げます。 計画案の２ページをお開き願います。 根室市の農業の現状についてでありますが、搾乳農家戸数は 15 件減少し、一戸あたりの耕地面積及び乳牛飼育頭数は増加している状況にあります。根室市の農業を持続的に発展させていくためには、関係機関が連携しながら、農業者の経営体質と生産基盤の強化を図り、生産コストの縮減による農業所得の増大を推進するとともに、効率的で安定的な農業経営を育成・確保し、具体的な農業経営の目標を明らかにしたうえで、農業者に対する農用地の円滑な利用集積や農業経営基盤の強化を促進するための施策を総合的に講じ、併せて新規就農者の確保に向けた継続した取り組みが必要と考えております。 ３ページをお開き願います。 （１）効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保についてでありますが、②番につきまして、北海道の方針においても「女性農業者が活躍できる環境づくり」という文言が盛り込まれたことから、農業経営における女性参画の促進について記載したものであります。根室市農畜産業活性化推進協議会では農業者、農協、行政が連携して様々な取り組みを行っているところであり、ブランド化部会の活動においては、農協女性部を中心とした活動も展開されているなど、引き続き、女性農業者が参画しやすい環境づくりを行っていく必要があると考えております。 ５ページをお開き願います。 （３）農業経営基盤強化の促進に関する取り組み方法についてですが、この度の見直しに係る目標指標として、「目標年間農業所得」の見直しを行っております。この指標は、効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき年間の所得水準、及び労働時間は、農業を職業として選択するに足る魅力とやりがいのあるものとするため、主たる従事者が当該地域の他産業並みの年間労働時間で、他産業従事者と遜色のない生涯所得を実現し得る年間の所得水準とされております。 「目標年間農業所得」については、酪農従事者の平均的な所得は他産業従事者よりも高い水準にあることから、前回よりも引き上げを行い、北海道と同水準のおおむね 520 万円としたところであります。農外からの新規就農者や親から独立した経営を開始する方については、所得水準の概ね５割の達成 260 万円を目標とするものであります。 「目標年間労働時間」については、前回計画と同様の 1,800 時間～2,000 時間としたところであります。算出の根拠としましては、根室市雇用対策協議会で令和８年５月にまとめた「根室市中小企業雇用・給与実態調査報告書」によると、１日の労働時間は全産業平均で約 8 時間 00 分となっており、年間に換算すると約 1,900 時間であること、北海道の基本方針においても 1,700 時間～2,000 時間としていることを勘案し、変更はしないものであります。 次に、８ページから１１ページの「農業経営の規模、生産方式、経営

根室市	管理の方法、農業従事の様態等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」についてです。 営農類型につきましては、個別の類型において、根室市の認定農業者の平均値などから見直しを行い、根室市の現状に即した変更を行ったものです。また、経営管理の手法などについて、哺乳ロボットの明記など、より近代化した内容に文言の整理を行っているものであります。 主な変更は以上となります。 今後のスケジュールですが、北海道へ協議書として本構想を提出し、９月には北海道から関係団体へ意見照会が行われ、特段の意見等がない場合は 12 月に北海道から同意を得たうえで、12 月下旬に基本構想の決定・公告となる見込みとなっております。 以上で、根室市農業経営基盤強化促進基本構想（案）のご説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
議　　長	これより議案第３号に関して質疑に入ります。 順次発言を許します。
全委員	「質疑なし」の声
議　　長	なければ質疑を終了いたします。 議案第３号に関して採決いたします。 本案は原案のとおり、変更内容に意見なしとして回答することについて、賛成諸君の挙手を求めます。 全員挙手であります。 よって、意見なしとして回答することに決定しました。
議　　長	議事日程７、その他に移ります。 （１）から（６）について、事務局より説明願います。
事務局	（１）令和８年度農地パトロールの日程について （２）根室市農業委員会互助会について （３）令和８年度市町村農業委員会活動強化研修会の日程について （４）令和８年度全道農業者年金研究会の日程について （５）根室市農業委員会地区別担当者（案）について （６）第３回根室市農業委員会の日程について
議　　長	ただいまの説明を受け、ご発言等はございませんか。
全委員	「質疑なし」の声

議　　長	以上で、本総会に付託された議案の審議は、全て終了いたしました。 これをもちまして、第２回総会を閉会いたします。 ご苦労様でした。

議　長　　野　村　正　浩

議事録署名委員　横　峯　祐　子

〃　　三ツ木　正　己